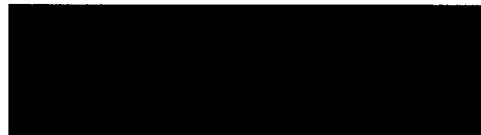


裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成28年10月21日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成28年10月20日付けで行った [REDACTED] 及び [REDACTED] の保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成17年5月10日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し法による保護を開始した。
- 2 平成28年10月17日、処分庁において、請求人世帯の同年10月分保護費の変更決定の起案中に、「請求人世帯における児童手当の支給対象となる児童が請求人の二女（以下「二女」という。）のみであるにもかかわらず、15,000円で収入認定されている」との指摘があったことから、当該収入認定額を10,000円に修正することとした。
- 3 平成28年10月19日、処分庁において、平成25年8月から当該収入認定額を変更すべきであったが行われておらず、月額5,000円ずつ過大認定していたことが判明したため、平成28年8月及び同年9月分の保護費の変更を行うこととした。

4 平成28年10月20日付で、処分庁は請求人に対し、上記2及び3に基づき、■による生活保護費変更決定（以下「本件変更決定1」という。）、■による生活保護費変更決定（以下「本件変更決定2」という。）及び■による生活保護費変更決定（以下「本件変更決定3」といい、本件変更決定1、本件変更決定2及び本件変更決定3を併せて「本件決定」という。）を行い、通知した。

5 平成28年10月21日、請求人は大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には次の趣旨の記載がある。

平成25年8月から平成28年7月までの児童手当、差額5千円を未払いのままとなっていた。（3年間で18万円分）

相談した所、支払できないとの回答であり、不当である。

(2) 請求人から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 本件変更決定1通知書には、「法による保護を次のとおり変更したので通知します。

1 保護の種類及び支給額 8月分支給・追給額 生活扶助5,000 4 変更の理由 児童手当の認定を変更します。追給支給額は5,000円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。平成28年8月分生活5,000円を追給支給日に支給します。」との記載がある。

イ 本件変更決定2通知書には、「法による保護を次のとおり変更したので通知します。

1 保護の種類及び支給額 9月分支給・追給額 生活扶助5,000 4 変更の理由 児童手当の認定を変更します。追給支給額は5,000円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。平成28年9月分生活5,000円を追給支給日に支給します。」との記載がある。

ウ 本件変更決定3通知書には、「法による保護を次のとおり変更したので通知します。

1 保護の種類及び支給額 10月分支給・追給額 生活扶助13,650 4 変更の理由 請求人の常用収入を認定します。追給支給額は13,650円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。平成28年10月分生活13,650円を追給支給日に支給します。」との記載がある。

(3) 平成28年11月21日付け及び同年12月13日付けで、審理員は請求人に対して、後記2 処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求めたが、現在に至るまで請求人から反論書の提出はない。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成28年11月16日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

イ 審査請求の理由に記載された事実の認否

(ア) 請求人の児童手当受給額の変動に伴い、平成25年8月から保護費の変更を行う必要があったが、これが行われず収入認定額が過大となっていることが判明したことから、遡及変更の限度内である本件決定を行ったことについては、認める。

(イ) 請求人から、遡及変更の限度を超える期間（平成25年8月から平成28年7月まで）の保護費を追加支給するよう求められたが、生活保護制度上、このような追加支給は認められていないと回答したことについては、認める。

ウ 本件決定に至るまでの経緯

(ア) 平成28年10月17日 処分庁職員Aは、請求人から提出された収入申告書（同年9月就労分）に基づき、請求人世帯の同年10月分保護費の変更決定の起案を行ったところ、決裁に至るまでの手続過程において、「請求人世帯における児童手当の支給対象となる児童が請求人の二女のみであるにもかかわらず、15,000円で収入認定されている」との指摘を受けたことから、当該収入認定額を10,000円に修正のうえ、即日所定の決裁を得た。

(イ) 平成28年10月19日 処分庁職員Aは、請求人への児童手当の支給状況を担当課に照会したところ、平成25年4月分から月額10,000円に変更されているとの回答がなされた。本来であれば、同年8月から当該収入認定額を変更すべきであったが、これが行われておらず、現在まで月額5,000円ずつ過大認定していたことが判明した。

これを受けて、処分庁職員Aは、遡及変更が可能な平成28年8月分及び同年9月分保護費の変更決定の起案を行い、即日所定の決裁を得た。

また、処分庁職員Aは、請求人に架電し、上記のとおり児童手当の過大認定が判明したことから、遡及変更の限度である同年8月以降分の保護費の変更決

定を行う旨説明し、了解を得た。

(ウ) 平成28年10月20日 処分庁職員Aは、本件決定に係る決定通知書を請求人宛に送付した。

(エ) 平成28年10月21日 請求人が来庁し、一昨日の処分庁職員Aからの説明に納得がいかないということで、請求人、請求人の姉及びB市議会議員（以下「請求人ら」という。）に対して改めて説明することとなり、処分庁職員C、D、E及びA（以下「処分庁職員ら」という。）が対応した。

処分庁職員らは、請求人らに対して、本件決定について改めて説明を行ったところ、請求人らから、「遡及変更の限度について、制度上、仕方のないことだと理解はするが、保護費が今まで5,000円ずつ支給されず、3年間も生活が苦しめられたことから、遡及支給は不可としても、今後の就労収入の認定において、控除等の対応はできないのか」との質問がなされた。

これに対して、処分庁職員らは、生活保護制度上、遡及変更の限度を超える期間の保護費を追加支給することはできないこと、及び就労収入の認定において、制度外の控除を行うことはできないことを説明した。

請求人らは、「本来支給されるべきものが支給されないことに納得できない。収入申告は行っていたのに、どうして処分庁は間違いに気付かなかつたのか。どうして追加支給できないのか。何らかの形で返金してほしい」と求めてきた。

これに対して、処分庁職員らは、請求人から収入申告は毎月滞りなく提出されており、児童手当を受給していることも把握していたが、収入申告書には受給額の記載がなかったことを説明。ただし、当該受給額、時期等については、処分庁において把握することが可能であり、処分庁において確認漏れがあったことは事実であることから、請求人らに謝罪した。しかしながら、遡及変更の限度を超える期間の保護費を追加支給することは認められていないことから、請求人らの求めに応じることはできない旨説明した。

請求人は、本件決定に不服があるとのことであり、同日付けで処分庁経由にて本件審査請求書が提出された。処分庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第21条第1項の規定に基づき、これを収受した。

エ 処分庁の意見

請求人は、遡及変更の限度を超える期間の保護費を追加支給するよう求め、処分庁が行った本件決定が不当であるとして、その取消しを求めている。

しかしながら、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の11において、追加支給が生じた場合の取扱いとして、「最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行って追加支給すること」と規定されており、その遡及変更の限度については、「生活保護問答集につ

いて」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13の2において、「最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月まで)と考えるべき」と示されていることから、処分庁は、これらの規定に基づき、本件決定を行ったものである。

したがって、本件決定は、法令その他の関連通知に基づき適正に行われたものであり、何ら違法なものではないことから、本件審査請求は棄却されるべきものと考える。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成17年5月10日付けの保護開始申請書の「保護を受けようとする者の状況」欄には、請求人に係る記載の他に「続柄 子、性別 女、生年月日 平成7年 [REDACTED]
[REDACTED] 年齢 10歳」「続柄 子、性別 男、生年月日 平成8年 [REDACTED]
年齢 8歳」「続柄 子、性別 女、生年月日 平成16年 [REDACTED] 年齢 1歳」との記載がある。

イ 平成28年8月23日付け保護決定調書には、「適用年月日 同月1日」、収入充当内訳欄には、「請求人 収入金額 児童手当15,000」との記載がある。

ウ 平成28年10月4日付け保護決定調書には、「適用年月日 同年9月1日」、収入充当内訳欄には、「請求人 収入金額 児童手当15,000」との記載がある。

エ 平成28年10月14日付けの収入申告書の「恩給・年金等による収入(受けているものを丸で囲んでください。)」欄には、「有」「児童手当」「児童扶養手当」のそれぞれの項目に丸印が記入され、また、受給額の欄には記入がない。

オ 平成28年10月17日付け保護決定調書には、「適用年月日 同月1日」、収入充当内訳欄には、「請求人 収入金額 児童手当10,000」との記載があり、開廃等の理由・通知案欄には、「請求人の常用収入を認定します。追給支給額は13,650円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。平成28年10月分生活13,650円を追給支給日に支給します。」との記載がある。

カ 平成28年10月19日付け保護決定調書には、「適用年月日 同年8月1日」、収入充当内訳欄には、「請求人 収入金額 児童手当10,000」との記載があり、開廃等の理由・通知案欄には、「児童手当の認定を変更します。追給支給額は5,000円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。同年8月分生活5,000円を追給支給日に支給します。」との記載がある。

キ 平成28年10月19日付け保護決定調書には、「適用年月日 同年9月1日」、収入充当内訳欄には、「請求人 収入金額 児童手当10,000」との記載があり、

開廃等の理由・通知案欄には、「児童手当の認定を変更します。追給支給額は5,000円となります。その取り扱いは次のとおりです。同年9月分生活5,000円を追給支給日に支給します。」との記載がある。

ク 平成28年10月19日付けのケース記録票には、「【児童手当の収入認定について】請求人世帯の児童手当について、現在対象児童が二女ののみとなっているが、同年10月1日現在の収入認定が15,000円となっている。過去、本世帯に児童が複数人いたが、転出や年齢到達による認定変更をしていなかったためと思われる。■課確認。児童手当の金額は平成25年4月より10,000円に変更となっている。本来であれば同年6月に支給された児童手当（同年2月から5月）の収入認定で、同年2月分及び同年3月分が該当する同年6月分及び同年7月分の収入認定までが15,000円であり、同年8月から10,000円で認定するべきであった。よって、児童手当収入認定の変更を遡って行う。しかし認定変更に遅及限度があるため、平成28年8月分より認定変更を行うものとする。請求人に架電。上記旨説明。了解を得る。」との記載がある。

ケ 前記1 請求人の主張の（2）のアと同一書類。

コ 前記1 請求人の主張の（2）のイと同一書類。

サ 前記1 請求人の主張の（2）のウと同一書類。

シ 平成28年10月21日付けのケース記録票には、「請求人、姉より 本来支給されるべきものが支給されないことに納得出来ない。収入申告はきちんとされていたのに、どうして処分庁は間違いに気付かなかつたのか。どうして追加支給できないのか。何らかの形で返金をしてほしい。請求人の収入申告は毎月滞りなく行われており、児童手当が支給されていることも把握はしていたが、収入申告書の手当に関する金額の記載は無かった旨説明。しかしながら、制度で支給額や支給時期が把握できるものであるため、当時のケースワーカーの確認漏れが発生していることは事実である。請求人に対し謝罪を述べる。しかしながら、（中略）遅及期間を超えて保護費を追給することが出来ない為、請求人の望む保護費の追加支給を行うことは出来ない旨説明。」との記載がある。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得

る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 児童手当法第6条は、「児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる児童手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。」と定め、同条第1項の1項は、「当該15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童が一人いる場合 次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額 (i) 当該支給要件児童の全てが3歳に満たない児童、3歳以上小学校修了前の児童又は15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童である場合 1万5千円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、1万5千円に当該3歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から5千円を控除して得た額(当該支給要件児童のうちに3歳以上小学校修了前の児童がいない場合には、0とする。)とを合算した額」と定めている。
これにより、平成25年4月からの請求人世帯の児童手当額は月額1万円である。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(2)のアの(ア)において、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第8の1の(4)のアにおいて、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。
- (6) 課長通知の問第10の11の答では、実施機関からの追加支給を行うべき場合について、「次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行って追加支給すること。」と定めている。
- (7) 問答集の問13の2の(答)1では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、「一旦決定された行政処分をいつま

でも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考え方であるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」としている。

2 本件決定について

(1) 本件についてみると、前記2 処分庁の主張の（1）及び（2）のとおり、処分庁は、平成28年10月に、平成25年8月分からは児童手当収入認定額を15,000円から10,000円に変更すべきであったことを発見したため、前記1の（7）により、発見月の前々月である平成28年8月に遡り、同年8月分及び同年9月分の保護費について5,000円の追給を行うという本件変更決定1及び本件変更決定2を行うとともに、同年10月分以降の収入認定額及び児童手当の認定額の変更を行うという本件変更決定3を行ったことが認められる。なお、本件決定は、最低生活費の遡及変更は発見月からその前々月分までとする処分庁の考えに基づき、同日付けで決定された同義性及び連続性を有するものであることが認められる。

(2) 処分庁は、前記1の（7）に基づき、扶助費の遡及支給は3か月と限定されていることから、児童手当にかかる収入認定額の変更は、発見月からその前々月分までとする本件決定を行った旨主張する。

確かに、前記1の（7）では、法に基づく生活保護の扶助費は生活困窮に直接的に対処する給付という性質のものであることから、保護費の遡及支給の限度は3か月とされており、3か月を超えて追加支給することは妥当でないと示されているところである。

しかしながら、本件については、前記2 処分庁の主張の（1）のウの（エ）及び（2）のケにあるとおり、処分庁において、児童手当の受給額等を把握することは可能で確認漏れがあったという事実は処分庁自身が認めているところであり、本件決定に係る手続に瑕疵があることは明らかであること、また、確かに請求人の収入申告書に児童手当にかかる受給額の記載はないものの、記載欄に空白があればその時点で処分庁が確認を求めることは容易であることから、請求人に瑕疵はないものと言える。

この点に加え、最高裁大法廷昭和42年5月24日判決（最高裁判所民事判例集21巻5号1043頁）が、「生活保護法は、『この法律の定める要件』を満たす者は、『この法律による保護』を受けることができると規定し（2条参照）、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから（8条1項参照）、右の権利は、厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するにたりると認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。」と述べていることも併せかんがみると、処分庁がその過誤により請求人に平成25年8月分以降の児

童手当にかかる収入認定額を見直していない限りで、これ以降の保護費の算出に瑕疵があるということができる。

また、東京高等裁判所平成24年7月18日判決は、「実質的にみても、要保護者がした生活保護の開始申請に対し、保護の実施機関が、当該申請が保護の要件を具備しているにもかかわらず、これを却下する旨の決定をした場合に、その却下決定が取り消されても、過去の生活保護の申請権又はその申請に対応すべき実施機関としての地位が消滅しているために、もはや過去の生活保護についてはこれを受けることができないものとするならば、適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が要保護者の犠牲の下に利益を受けることとなるのであって（要保護者において国家賠償の訴えを提起することにより救済を求めることが考えられるが、国家賠償の訴えでは公務員の職務行為上の違法性や故意過失が問題とされるため、必ずしも十分な救済を受けることができない。）、このようなことは、全ての国民に対し必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するという生活保護法の目的に照らして容認することができず、保護の実施機関は、過去の生活保護に遡及して開始決定をし、扶助費を支給することが可能であるというべきである（東京地裁昭和47年1月25日判決・行裁集23巻12号946頁参照）。」と判示する。

これらを踏まえると、処分庁の過誤により、平成25年8月分以降の保護費の決定処分に手続き上の瑕疵があるにもかかわらず、本件決定がこれら処分の適法性を前提として平成28年8月分からの3か月分の遡及支給を行っている点で、本件決定は瑕疵があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年8月7日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算し

て1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。